

了賢撰『他師破決集』 訳注（六）——卷第一ノ六——

別 所 弘 淳

はじめに

『他師破決集』の撰者である侍従僧正了賢（一二七九～一三四七）は、『仁和寺諸院家記』（心蓮院本¹）には、

了賢僧正 侍従、毛利時賢子、了遍僧正御附法、東寺・仁和寺・大覚寺等学頭、附法八人

と説かれ、また同じく『仁和寺諸院家記』（恵山書写本²）には、

了賢僧正 侍従、毛利親宗子、了遍僧正附法、仁和寺・大覚寺等学頭、正安元年十一月十九日、

於菩提院道場、対大僧正了遍受灌頂、色衆八口、教授前大僧正禪助、但別座、貞和三

年 月 日、入滅

と説かれるように、毛利時賢、あるいは毛利親宗の子³であり、正安元年（一二九九）に仁和寺菩提院において了遍（一二三四～一三二一）より灌頂を受け、東寺・仁和寺・大覚寺の学頭となった学匠である。

また、その主著『他師破決集』は、『真言宗全書』解題によれば⁴、他宗の諸学匠（徳一・道詮・珍海・最澄・円珍・安然・兼証・淡海三船等）が東密の教義等に対しておこなった疑難を破するための書であり、三十一の条目で構成されている。巻二の奥書には、「元徳三年正月日、依^二大覚寺殿仰^一注^三進之^一。法印権大僧都了賢⁵」と記され、また、巻五の奥書には、「正慶元年五月日、依^二大覚寺殿仰^一注^三進之^一／法印権大僧都了賢⁶」とある通り、元徳三年（一一三三）、正慶元年（一一三三）の頃に「大覚寺殿⁷」の仰せによって撰述されたものである。

『他師破決集』は、先行研究では、主に徳一の『真言宗未決文』に対する反駁書として取り扱われているが、それ以外の諸学匠に対する反駁が扱われた論稿はほとんどなく、または部分的に取り上げられるのみであり、了賢や『他師破決集』自体を扱った研究は全くないといっても過言ではない。

そこで『他師破決集』の全体像を把握することを目的として、訳注を行うこととした。この訳注において用いるのは、「承応二年刊本」を底本、「仁和寺蔵古写本」を対校本とした、『真言宗全書』巻二一所収の本である。

凡例

- 一、本稿は、了賢撰『他師破決集』の【原文】に、【訓読】・【典拠】・【解説】を施したものである。
- 二、【原文】は、詳細な【解説】を施すことができるように、条目を更に細かく区切ることにした。尚、【訓読】を表記しているため、【原文】に返り点を付すことはしなかった。
- 三、条目には、『真言宗全書』解題（二二七頁上～二二八頁上）にしたがって通番号を付した。巻第一ノ六に収録される条目は次の通り。
- 六、大日経第七卷説者事
- 四、【原文】については、いわゆる異体字の類も含め、原則として通行の字体に改めた。また踊り字も元の字体に改めた。中略を示す「○」については【原文】【訓読】ともに「……（中略）……」と表記した。
- 五、【訓読】は、通読の便を考慮し、文意に応じて適宜改行し、段落を設けた。漢字は原則として通行

の字体を用いた。また書名は原則として『』で囲い、引用文も「」で囲った。また割注にはへゝを付した。

六、【典拠】における主要引用文献の略号は以下の通り。

『大正新脩大藏經』↓大正、『弘法大師全集』↓弘全、『大日本仏教全書』↓仏全
『真言宗全書』↓真全、『続天台宗全書』↓続天全、『新訂増補国史大系』↓国大

七、【解説】は、関連する事柄について言及しながらも、できる限り現代語訳することに努めた。

訳注研究

【原文】

徳一未決云、経巻教疑者、開元釈教目錄云、毘盧遮那経七卷善無畏三蔵訳。今彼経、攬其文句、毘盧遮那如来、対金剛手菩薩三十一品。此即第六卷未載囑累品終行云歡喜奉行。是以明知、正初六卷是毘盧遮那仏所説。彼第七卷、此是誰語。若言毘盧遮那所説者、何故彼第七卷初云稽首毘盧遮那仏。准此文知、

彼第七卷是人所作非仏所説。此義未決^文。

【訓読】

徳一の『未決』に云く、「経巻数疑とは、『開元釈教目録』に云く、「毘盧遮那経七卷善無畏三蔵の訳」と。今彼の経、其の文句を攬るに、毘盧遮那如来、金剛手菩薩に対するは三十一品なり。此れ即ち第六巻の末に載せたる嘱累品の終行に「歡喜奉行」と云う。是を以て明らかに知んぬ、正しく初めの六巻は是れ毘盧遮那仏の所説なり。彼の第七巻、此れは是れ誰の語ぞ。若し毘盧遮那の所説なりと言はば、何が故ぞ彼の第七巻の初めに「稽首毘盧遮那仏」と云う。此の文に准じて知んぬ、彼の第七巻は是れ人の所作にして仏の所説に非ず。此の義未だ決せず」と文り。

【典故】

- (1) 徳一の『未決』…徳一撰『真言宗未決文』（大正七七・八六五頁上）。
- (2) 『開元釈教目録』…智昇撰『開元釈教録』巻九に、「大毘盧遮那成仏神變加持経七巻第七一巻是念誦法……（中略）……沙門輸波迦羅、唐言善無畏。中印度人。……（中略）……遂為沙門一行^一訳^二大毘盧遮那経^三」（大正五五・五七一頁下〜五七二頁上）とあることを指す。
- (3) 歡喜奉行…『大日経』巻六「嘱累品第三一」の終わりに、「時仏説^一此経^二已。一切持金剛者、及

普賢等上首諸菩薩、聞_二仏所説、皆大歡喜、信受奉行。大毘盧遮那成仏神變加持經卷第六」（大正一八・四四頁下）とあることを指す。

【解説】

本条目は、『大日経』巻七の説者が誰であるのかを問題としたものである。この問題を提起するにあたり、徳一撰『真言宗未決文』「経巻数疑」を引用する。

この引用文において徳一は、『開元録』には、『大日経』七巻は善無畏の訳」とあるものの、經典を見る限り、巻六の「囑累品第三一」までが大日如来の説であると主張する。もし巻七までもが大日如来の説であるとするならば、巻七の冒頭に「毘盧遮那仏に稽首す」とあるのはおかしい。そのため、『大日経』巻七は大日如来の説ではなく、人の所説であると主張している。

【原文】

問。大日経第七卷大日所説可云耶。答。爾。

【訓読】

問う。『大日経』第七卷は大日の所説なりと云うべしや。

答う。爾なり。

【解説】

本条目の初重の問答である。ここでは、『真言宗未決文』の記述を受けて、問者が『大日経』の卷七は大日如来の所説であるのかと問う。これに対して答者は、『大日経』卷七は大日如来の所説であると回答している。

【原文】

難云、勘大日経首尾、第六卷有囑累品。又第七卷有稽首毘盧遮那之言。明知、仏説一部限前六卷、第七卷者後人所造也。是以不思議疏説無畏三蔵、於金粟王塔下感見、十四卷義釈判無畏三蔵、於烏仗曩国撰出。爾者難思。如何。

【訓読】

難じて云く、『大日経』の首尾を勘ずるに、第六卷に囑累品有り。又第七卷に「稽首毘盧遮那」の言有り。

明らかに知んぬ、仏説の一部は前の六巻に限り、第七巻は後人の所造なり。是を以て『不思議疏』には「無畏三蔵、金粟王塔下に於て感見す」と説き、十四卷『義釈』には「無畏三蔵、烏仗曩国に於て撰出す」と判ず。爾らば思い難し。如何ん。

【典拠】

(1) 稽首毘盧遮那…『大日經』卷七「供養次第法中真言行学処品第一」の冒頭に、「稽下首毘盧遮那仏開敷浄眼如中青蓮上 我依大日經王説 供養所資衆儀軌 為成次第真言法 如彼当レ得速成就」(大正一八・四五頁上)とあることを指す。

(2) 『不思議疏』…不可思議撰『大日經供養次第法疏』卷上に、「乃至北天竺乃有二城、名乾陀羅。其国之王、仰憑和上受法念誦。其經文広義深、不能尋遂供養次第。求請和尚供養方法。和上受請、於金粟王所造塔辺求聖加被、此供養法忽現空中、金字炳然。和上一遍略説、分明記著。仰空云、誰所造也。云、我所造也。云、誰我也。云、我是文殊師利也。即喚書人。遂便写取、即与其王一本、自写一本、随行将行、流通四方也。所謂小子者、厥号善無畏三蔵和上、即是。小僧不可思議、多幸、面諮和上所聞法要、随分抄記」(大正三九・七九〇頁中)とあることを指す。

(3) 十四卷『義釈』…『大日經義釈』卷八に「阿闍梨、於烏仗曩国撰出毘盧遮那供養次第法」(続天

全密一・三五二頁上）とあることを指す。

【解説】

本条目の二重の難である。ここで問者は、『真言宗未決文』における徳一と同様の根拠、すなわち、卷六末に「囑累品第三二」があり、卷七冒頭に「稽首毘盧遮那」とあることを提示して、『大日経』は卷六までが大日如来の所説であり、卷七は大日如来の説ではないという立場をとる。

さらに、『大日経供養次第法疏』卷上の「供養次第法は善無畏が金粟王の塔下において感見したもの」という記述、ならびに、『大日経義釈』卷八に「阿闍梨（善無畏）は烏仗曩国において「毘盧遮那供養次第法」を撰出した」との記述があることにより、『大日経』卷七は大日如来の所説でない主張する。

【原文】

答云、不空諸部要目云、大本十万偈可有三百卷経。唐国所訳略本七卷^文。依此文、七卷同仏説而不交後人之詞事者分明也。何況龍猛菩提心論中、載名字引第七卷文。豈非仏説耶。又大師開題云、頌文三千経卷七軸^文。是伝法聖者、縮広本為略本三千頌七卷経也。唐本訳略本故随而七卷有之歟。広本既大日直説也。略本豈加後人之説耶。但至難勢者、前六卷者三十一品終篇、第七卷者別説供養法行儀故別卷也。於歸命

句者、雖仏説、訳者、置此詞。諸儀軌等例証多之。加之、孔雀經初有三宝歸命之言。是訳者所置也。尤可為准的歟。不思議疏等者、安然猶以互破之。何況東寺依用之耶。所詮龍猛所引、並諸部要目為龜鏡之上者、餘師釈違害者可棄厭之歟。

【訓読】

答えて云く、不空の『諸部要目』に云く、「大本は十万偈にして三百卷の經有るべし。唐国所訳の略本は七卷なり」と文り。此の文に依らば、七卷は同じく仏説にして後人の詞を交えざる事は分明なり。何に況んや龍猛の『菩提心論』の中に、名字を載せ第七卷の文を引く。豈に仏説に非ざるや。又大師の『開題』に云く、「頌文三千經卷七軸」と文り。是れ伝法の聖者、広本を縮めて略本三千頌の七卷經と為すなり。唐本は略本を訳するが故に随つて七卷これ有るか。広本は既に大日の直説なり。略本に豈に後人の説を加えんや。但し難勢に至つては、前の六卷は三十一品にして篇を終え、第七卷は別して供養法行儀を説くが故に別卷なり。歸命の句に於ては、仏説なりと雖も、訳者、此の詞を置く。諸儀軌等に例証これ多し。しかのみならず、『孔雀經』の初めに三宝歸命の言有り。是れ訳者の置く所なり。尤も准的と為すべきか。『不思議疏』等は、安然猶お以て互いにこれを破す。何に況んや東寺これを依用するや。所詮龍猛の所引、並びに『諸部要目』を龜鏡と為すの上は、餘師の釈たる違害はこれを棄厭すべきか。

【典拠】

- (1) 不空の『諸部要目』…不空訳『都部陀羅尼目』(大正一八・八九九頁上)。
- (2) 龍猛の『菩提心論』…伝龍猛撰『菩提心論』に、「大毘盧遮那經供養次第法云、若無_二勢力広増益_一、住_レ法但觀_二菩提心_一。仏説_レ此中具_二万行_一、満_中足淨白純淨法_上也」(大正三三・五七四頁下)と、『大毘盧遮那經』と云って『大日經』卷七「供養次第法中真言行学処品第一」(大正一八・四五頁中)を引用していることを指す。
- (3) 大師の『開題』…空海撰『大日經開題』に、「此經総有_二三本_一。一法爾常恒本、諸仏法曼荼羅是也。二分流広本、龍猛所_二誦伝_一十万頌經是也。三略本、有_二三千餘頌_一。雖_二頌文三千_一、經卷七軸、然猶以_レ略撰_レ広、以_レ少持_レ多」(弘全一・六八八頁)とあることを指す。
- (4) 諸儀軌等…例えば、『撰大儀軌』には冒頭に「稽首毘盧遮那仏」(大正一八・六五頁上)とあり、また二卷本の『金剛頂一切如来真实撰大乘現証大教王經』(二卷本儀軌)の冒頭にも「稽首薄伽梵」(大正一八・三二〇頁上)とあるなど、諸儀軌にも帰命の句が説かれている。
- (5) 『孔雀經』…僧伽婆羅訳『孔雀王呪經』卷上の冒頭に「礼仏法僧」(大正一九・四四六頁中)とあること、また、訳者不明の『仏説大金色孔雀王呪經』の冒頭に、「南無仏、南無法、南無比丘僧」(大正一九・四七九頁上)とあることを指す。
- (6) 『不思議疏』を破す…安然撰『菩提心義抄』卷一に、「問。大日經義釈云_{十四卷本文}、阿闍梨、於_二烏_一

仗曩国^一撰^二出供養次第法^一也。^{取意}略有五分、与^三第七卷供養法^一同。而何故此菩提心論引^二彼毘盧遮那經供養次第法^一耶。答。菩提心論云、大毘盧遮那經供養次第法云、若無^三勢力広^増增益^一……(中略)……文。今大日經第七卷供養法初有^二此文^一也。故三藏、於^二烏仗曩国^一所^二撰出^一供養法、即第七卷也。而彼第七卷供養法疏云、和上^多、於^二金粟王塔下^一感得。文殊現^二金色字^一於^二虚空^一中^一持^二供養法^一、以授^二無畏^一云云。故知、無畏、在^二烏仗曩国^一出^二彼所^レ承、時人不^レ了云^三三藏撰出^一。此義釈、本三藏説、一行記。智儼治、温古再治。故本記外多加^二人言^一。故知、菩提心論所^レ引供養次第法者、天竺^二本。見^二彼文^一非^レ引^三三藏、在^二烏仗曩^一所^レ造文^上也」(大正七五・四五一頁下)四五二頁上)と、善無畏の烏仗曩国撰出説を疑うも、同じく安然撰『諸阿闍梨真言密教部類総録』(『八家秘録』)卷上に、「大毘盧遮那經供養法疏二卷不可思議。義釈仁和尚本云、三藏、於^二烏底那国^一作^二此供養法^一。而此疏云、空中示^二現金色字^一。故人多疑」(大正五五・一一一五頁上)と、金粟王塔下における感得説に疑問を投げかける両文があることを指すか。

【解説】

第二重の難を受けての答者の主張である。答者は、『都部陀羅尼目』に『大日經』の大本は十万偈三百卷であり、中国で善無畏が訳した『大日經』は略本であつて七卷である」と説かれているため、第七卷は第一〜六巻と同様に大日如來の説であり、そこに人の説いた言葉が交わつていないことは明らか

であるとする。さらに龍猛の『菩提心論』には、「大毘盧遮那経供養次第法云」と、『大日経』の名を示したうえで巻七の文を引いているため、巻七が大日如来の所説でないことはあり得ないと主張する。

また、空海の『大日経開題』は、「〔大日経〕の略本は）頌文三千、経卷七軸」と説かれていることを指摘する。この『大日経開題』の文は、伝法の聖者が、龍猛所伝の十万頌の『大日経』広本を縮めて、三千頌七巻の略本としたことを示すものであるとし、唐の本は『大日経』の略本を訳したものであるため、七巻なのであるとする。広本が大日如来の直説であるため、それを縮めた略本も大日如来の所説であり、人の説を加えたものではないことは明らかであるとして、『大日経』巻七が大日如来の直説であることを強く主張している。

そして問者の「巻六末に「嘱累品第三一」があり、巻七冒頭に「稽首毘盧遮那」とある」という指摘に対しては、第七巻は供養法行儀を説くために別巻にしたものであり、また帰命の句（「稽首毘盧遮那」の文言）については、訳者である善無畏が加えたものであるとする。さらに、『孔雀経』の冒頭においても三宝帰命の文があり、これも訳者が加えたものであるとする。

また、問者の指摘する『大日経供養次第法疏』、ならびに『大日経義釈』の文に対しては、安然の『菩提心義抄』・『八家秘録』において、両文に疑問が呈されているため、東寺（東密を指すか、東寺教学のみを指すかは不明）がこれらを根拠とすることはないとしている。

東密あるいは東寺教学は、第七巻の説者について『菩提心論』と『都部陀羅尼目』の文を根拠として

いるため、安然（餘師）の見解を採用することはないと反論している。

【原文】

仏説支証事

諸部要目云、上引之。

貞元録十四云、大毘盧遮那成仏神變加持經七卷第七卷是念誦法、開元十三年於東都大福光寺訳……（中略）……至十二年、隨駕入洛、於

大福光寺安置。遂為沙門一行訳大毘盧遮那經文。

菩提心論云、大毘盧遮那經供養次第法云、若無勢力広増益、住法但觀菩提心。……（中略）……文。

【訓読】

仏説支証の事

『諸部要目』^{〔1〕}に云く、へ上にこれを引けり。

『貞元録』^{〔2〕}十四に云く、『大毘盧遮那成仏神變加持經』七卷へ第七卷は是れ念誦法なり。開元十三年に東都大福光寺に於て訳す。……（中略）……十二年に至り、駕に随つて入洛し、大福光寺に於て安置す。遂に沙門一行の為に『大毘盧遮那經』を訳す」と文り。

『菩提心論』⁽³⁾に云く、「『大毘盧遮那經』供養次第法に云く、「若し勢力の広く増益すること無くんば、法に住して但し菩提心を観ずべし。……（中略）……」と文り。

【典拠】

- (1) 『諸部要目』…不空訳『都部陀羅尼目』（大正一八・八九頁上）を指す。
- (2) 『貞元録』十四…円照撰『貞元新定釈教目録』卷一四（大正五五・八七四頁下）。
- (3) 『菩提心論』…伝龍猛撰『菩提心論』（大正三三・五七四頁下）。

【解説】

これより以降は、「仏説支証の事」・「無畏感見の事」・「無畏撰出の事」の三項目を設けて、それぞれの文証を挙げている。したがって、これより以降は、引用された文献を現代語訳することとする。

まず「仏説支証の事」では、『大日經』卷七が大日如来の所説であることの証文として、『都部陀羅尼目』・『貞元録』・『菩提心論』の文を提示している。

『都部陀羅尼目』二（『大日經』の）大本は十万偈、三百卷の經典である。中国において漢訳された『大日經』は略本で七卷である（第二重の問答の中、答者の主張の根拠として提示されたもの）。

『貞元録』卷一四…『大日經』七卷（第七卷は念誦法である。唐の開元十三年（七二五）に洛陽大福光

寺において翻訳された。……（中略）……（善無畏は）開元十二年に洛陽に入り、大福光寺に住した。遂に沙門一行のために『大毘盧遮那經』を翻訳した。

『菩提心論』…『大毘盧遮那經』供養次第法に云く、「もし真言行者に人々を利益する力がないならば、真言法に住してひたすらに菩提心を觀するべきである。仏は、この真言法の中にあらゆる修行が含まれていて、清らかな法をすべて具えることができる、と説かれた」。

【原文】

無畏感見事

不思議疏上云、和上、受請於金粟王所造塔辺求聖加被。此供養法、忽現空中、金字炳然。和上、一遍略読分明記著。安然八家総録破云、義釈仁和上本云、二藏於烏仗羅國。作此供養法、而此疏、云空中示現金色字。故人多疑之文。

【訓読】

無畏感見の事

『不思議疏』¹上に云く、「和上、請を受け金粟王所造の塔辺に於て聖の加被を求む。此の供養法、忽ち空中に現じ、金字炳然たり。和上、一遍略ば読んで分明に記し著す」と文り。安然の²『八家総録』

に破して云く、「義積^③」仁和上の本に云く、「三蔵は烏仗曩国に於て此の供養法を作る」と。而れども此の『疏』には、「空中に金色の字を示現す」と云う。故に人多くこれを疑う」と文り。

【典拠】

- (1) 『不思議疏』上…不可思議撰『大日経供養次第法疏』卷上（大正三九・七九〇頁中）。
- (2) 安然の『八家総録』…安然撰『八家秘録』卷上（大正五五・一一一五頁上）。
- (3) 『義積』…『大日経義積』卷八（統天全密1・三五二頁上）。

【解説】

次に「無畏感見の事」では、『大日経』卷七が善無畏の感得したものであることの証文として、『大日経供養次第法疏』の文を提示している。また、割注として、安然撰『八家秘録』の記述を載せ、『不思議疏』の文に対する安然の疑問も示している。

『大日経供養次第法疏』卷上…「善無畏 和上は、要請を受けて金粟王所造の塔の辺において聖の加被を求めたところ、この供養法がたちまちに空中に現れ、金字が光り輝いた。和上は、一遍読んで明らかに記録した」。

『八家秘録』卷上…「円仁請来の『大日経義積』に云うに、「善無畏」三蔵は烏仗曩国においてこの供

養法を作る」と。しかしながら、『大日経供養次第法疏』には、「空中に金色の字が現れた」と説かれている。このゆえに多くの人はこの説に疑問を持っている」。

【原文】

無畏撰出事

十四卷義釈八云、阿闍梨、於烏仗曩国撰出毘盧遮那供養次第法^文。安然菩提心義破云、彼七卷、供養法疏云、和上^{多掬}、於金粟王塔下感得。文殊、現金色字於虚空中、持供養次第法、以授無畏^{云云}。故知、無畏在烏仗曩国出彼所承、時人不了云三藏撰出。此義釈、本三藏説、一行記。智儼治、温古再治。故本記外多加人言^文。

【訓読】

無畏撰出の事

^①十四卷『義釈』の八に云く、「阿闍梨、烏仗曩国に於て『毘盧遮那供養次第法』を撰出す」と文り。安然の『菩提心義』に破して云く、「彼の七卷は、『供養法疏』に云く、和上^{多掬}、金粟王塔下に於て感得す。文殊、金色の字を虚空中に現じ、「供養次第法」を持して、以て無畏に授く、と^{云云}。故に知

んぬ、無畏、烏仗曩国に在りて彼の承る所を出すも、時の人は了せずして三蔵の撰出なりと云う。此の『義釈』は、もとは三蔵の説、一行の記なり。智儼治し、温古再治す。故に本記の外に多く人の言を加う」と文り。

【典拠】

- (1) 十四卷『義釈』の八…『大日経義釈』卷八（続天全密1・三三二頁上）。
- (2) 安然の『菩提心義』…安然撰『菩提心義抄』卷一（大正七五・四五二頁下〜四五二頁上）。

【解説】

次に「無畏撰出の事」では、『大日経』卷七が善無畏の撰出であることの証文として、『大日経義釈』の文を提示している。また、安然撰『菩提心義抄』の記述を載せ、『大日経義釈』の文に対する安然の疑問も示している。

『大日経義釈』卷八（善無畏）阿闍梨は、烏仗曩国において『毘盧遮那供養次第法』を撰出した。

『菩提心義抄』卷一「『大日経』の第七卷は、『供養法疏』には「和上は、金粟王塔下において感得した。文殊が、金色の字を虚空に現し、「供養次第法」を善無畏に授けた」と説かれている。したがって、善無畏は、烏仗曩国において感得したものの、当時の人々はそのことを知らずに、善無畏三蔵の撰出であると言っ

たのである。この『大日経義釈』は、もとは善無畏三蔵の説を一行が記したものである。それを智儼が治し、温古が再治したものが『大日経義釈』である。よってにもともとの記載の他に多く人の言が加えられているのである。

【原文】

一、梵経略本有七卷支証事

菩提心論載供養次第法名字之上、善無畏三蔵、養老元年来朝見扶桑略記、大日経七卷久米東塔塔心柱納之帰唐。養老元年当晨旦開元五年。大日翻訳者開元十三年也。明知、久米道場七軸経卷者可梵本。又疏一云、阿闍梨云、毘盧遮那大本有十万偈。以浩広難持故、伝法聖者採其宗要、凡三千餘頌文。三千餘頌者七卷経也。是以大師開題云、頌文三千経卷七軸文。

【訓読】

一、梵経略本に七卷有る支証の事

『菩提心論』^①に供養次第法の名字を載するの上に、善無畏三蔵、養老元年来朝し、見扶桑略記に見えたり、^③『大日経』七卷を久米東塔塔心柱に之れを納めて唐に帰す。養老元年は晨旦の開元五年に当た

れり。『大日』⁴の翻訳は開元十三年なり。明かに知んぬ、久米道場七軸の経巻は梵本なるべきことを。又『疏』⁵一に云く、「阿闍梨の云く、毘盧遮那大本に十万偈有り。浩広にして持ち難きを以ての故に、伝法の聖者は其の宗要を採るに、凡そ三千餘頌なり」と文り。三千餘頌とは七巻の経なり。是れを以て大師の『開題』⁶に云く、「頌文三千経卷七軸」と文り。

【典拠】

(1) 『菩提心論』…伝龍猛撰『菩提心論』（大正三三・五七四頁下）。

(2) 『扶桑略記』…『扶桑略記』卷六に、「或記云、大唐善无畏三蔵、養老元年入朝」（国大一二・八二頁）とあることを指す。

(3) 『大日経』…に帰す…平安末期…鎌倉初期成立、作者不明の『和州久米寺流記』に、「一、東塔院大塔大日経安置事 此塔者多宝大塔、高八丈也。遷南天鉄塔之半分。以善无畏三蔵基立之日本最初之多宝大塔也。件三蔵者、斛飯王五十二代玄孫、中印度摩伽陀国之大王也。……（中略）……玄宗皇帝敬為国師。然而依唐土辺州利益之願、齎持大日経。……（中略）……求七軸安置之場、大日本国高市郡王舎側、此地最足称美。仍廬東院之軸、而三箇年七百二十日際。起立一宝龕、而号之東塔院。即以三粒之仏舎利、納宝石之底、又以七軸之大日経、安刹柱下（仏全二一九・三四頁下～三五頁上）と、善无畏が来朝し『大日経』七巻を東塔院の柱下に納めたとの

記述がある。

(4) 『大日』の翻訳…円照撰『貞元新定釈教目錄』卷一四に、「大毘盧遮那成仏神變加持經七卷第七一卷是念誦法。開元十三年於東都大福先寺」訳（大正五五・八七四頁下）とあることによるか。

(5) 『疏』一…『大日經疏』卷一（大正三九・五七九頁下）。

(6) 大師の『開題』…空海撰『大日經開題』（弘全二・六八八頁）。

【解説】

これより以下は、「梵經略本に七卷有る支証の事」・「菩提心論」の引証を龍猛の為す所と為すや否やの事」という本条目を補足する議論である。

まず「梵經略本に七卷有る支証の事」では、略本『大日經』の梵本に第七卷があることの根拠を示している。ここでは、まず龍猛が『菩提心論』で「『大毘盧遮那經』供養次第法に云く」と、『大日經』と言って第七卷を引用していることを指摘する。

また、善無畏の日本来朝説話をとりあげて、善無畏来朝を養老元年（七一七）、唐の開元五年としている。ここで、『大日經』の翻訳が開元十三年（七二五）であることを指摘し、善無畏の来朝はそれ以前であるため、日本に（善無畏の来朝によって）もたらされた七卷本の『大日經』は梵本であると主張している。

さらに『大日經疏』に「『大日經』の大本十万偈を伝法の聖者が三千頌とした」と説かれていること

を根拠として、この三千頌の『大日経』が、七巻本の『大日経』であるとしている。この記述によって、空海は『大日経開題』において、「略本は、頌文三千、卷数七軸」と説いたのであると主張している。

この久米寺説話や『大日経疏』・『大日経開題』の記述を根拠として、略本『大日経』の梵本は七巻であり、それを善無畏が翻訳したため、第七巻も善無畏の翻訳であるとするのである。したがって、『大日経』第七巻が仏説であることの根拠としてこの議論を載せているといえる。

【原文】

一、菩提心論引証為龍猛所為否事

難云、訳者不空、引之歟。凡訳者、或加詞、或引文証、常事也。何為奇耶。

会云、凡訳者所為隨書不同也。当論者、訳者詞者注加之。是以准毘盧遮那経疏等文注而非麁。当文麁引之。龍猛自引証之条無諍者也。

【訓読】

一、『菩提心論』の引証を龍猛の為す所と為すや否やの事

難じて云く、訳者の不空、之れを引くか。凡そ訳者、或は詞を加え、或は文証を引くこと、常の事なり。

何ぞ奇と為んや。

会して云く、凡そ訳者の所為は書に随つて不同なり。当論は、訳者の詞は之れを注加す。是れを以て「准毘盧遮那経疏」等の文は注にして麁に非ず。当文は麁に之れを引く。龍猛自ら之れを引証するの条、諍い無きものなり。

【典拠】

(1) 『菩提心論』の引証…伝龍猛撰『菩提心論』(大正三三・五七四頁下)。

(2) 准毘盧遮那経疏…伝龍猛撰『菩提心論』に、「准_レ毘盧遮那経疏_一、釈_二阿字_一俱有_二五義_一。一者阿字_レ短声_一是菩提心。二阿字_レ引声_一是菩提行義。三暗字_レ短声_一是証菩提義。四惡字_レ短声_一是般涅槃義。五惡字_レ引声_一是具足方便智義。又将_二阿字_一配_二解法華經中開・示・悟・入四字_一也、開字者開_二仏知見_一。即双開_二菩提心_一。如_二初阿字_一。是菩提心義也。示字者示_二仏知見_一。如_二第二阿字_一。是菩提行義也。悟字者悟_二仏知見_一。如_二第三暗字_一。是証菩提義也。入字者入_二仏知見_一。如_二第四惡字_一。是般涅槃義也。総而言_レ之具足成就第五惡字。是方便善巧智円満義也」(大正三三・五七四頁上)とあることを指す。

【解説】

次に、『菩提心論』の引証を龍猛の為す所と為すや否やの事」では、『菩提心論』の『大日経』第七

卷の引用は、『菩提心論』の撰者である龍猛が行ったことなのか、あるいは『菩提心論』の訳者である不空が、翻訳の際に加えたものであるのかを議論するものである。

まず問者は、訳者が翻訳に際して言葉や文証を加えることは常であるため、『菩提心論』に『大日経』第七巻を引用したのは、訳者である不空ではないかと疑問を呈する。

この難に対して答者は、『菩提心論』の翻訳に際して不空が加えた文は『毘盧遮那経疏』に准ぜば以下の、割注の体裁をとっている箇所であると指摘する。『大日経』第七巻の引用箇所は割注の体裁にはなっていないため、龍猛自身の引用であることは間違いないと主張している。

註

- 1 『仁和寺史料』「寺誌編一」二二二頁(吉川弘文館・二〇一三)。
- 2 『仁和寺史料』「寺誌編一」三三八頁(吉川弘文館・二〇一三)。
- 3 この「毛利時賢」と「毛利親宗」が如何なる人物であるのかは不明であり、同一人物であるのかも不明である。尚、了賢の事績等については『密教大辞典』や『真言宗全書』解題「著者略伝」(三三九頁上〜三四〇頁上)に詳しい。
- 4 『真言宗全書』解題(二二六頁下〜二二九頁下)。
- 5 『他師破決集』卷二(真全二一・二五八頁上)。
- 6 『他師破決集』卷五(真全二一・三〇八頁下)。
- 7 『真言宗全書』解題では、「大覚寺殿」を「性田親王殿」と推測している(二二九頁上)。
〈キーワード〉了賢、徳一、『他師破決集』、『大日経』第七巻説者事、『真言宗未決文』